平成２９年（フ）第３８号
群馬県太田市長手町381番地１　第１長手ハウス１号、前住所群馬県太田市新島町625番地１
債務者　那須由香子
１　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０号
兵庫県西脇市高田井町802番地
債務者　遠藤　　緑
１　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１２号
香川県木田郡三木町大字平木794番地１
債務者　佐治　貴大
１　決定年月日時　平成29年４月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５５号
福岡市東区香椎５丁目２番10―206号
債務者　田島　大介
１　決定年月日時　平成29年４月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８０号
福岡市西区今宿東２丁目30番24―104号
債務者　建石　美利
１　決定年月日時　平成29年４月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３９５号
福岡県古賀市久保1309番地１　さや団地４棟404号
債務者　水上　由香
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４０２号
福岡市西区姪の浜２丁目21番９号　ブレインズ姪浜Ⅰ　205号、住民票上の住所福岡市西区愛宕１丁目17番13―702号
債務者　堤　　友美
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６５号
北海道旭川市大町１条12丁目97番地の275　大町１．12ハイツ101号
債務者　今津　光男
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８６２号
大阪市東住吉区駒川１丁目６番18号　Ｍａｉｓｏｎ　Ｃｅｄｒｅ　503号
債務者　Ｃａｆｅ＆ＢａｒＶｅｎｕｓこと　燈田　宏美
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２２８号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番11号　アパートフジヤ　505
債務者　畝崎　忠夫
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２８０号
大阪市東成区神路４丁目６番10―1402号、前住所大阪府堺市堺区翁橋町１丁６番16―1010号
債務者　東　浩一郎
１　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７号
静岡市葵区北４丁目３番33号、旧住所静岡市駿河区馬渕２丁目９番21号
債務者　鈴木　和子
１　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７号
静岡県焼津市五ケ堀之内469番地の５　プロシードⅡ102
債務者　品川　剛基
１　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００号
静岡市駿河区鎌田555番地の14　クレールメゾンⅡ303号
債務者　冨田　弥恵
１　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月６日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中更正

平成２８年（フ）第１０５号
松江市西川津町682番地　（前住所）松江市上本庄町672番地
破産者　藤井　芳子
１　主文　当裁判所が平成29年２月15日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「松江市上本庄町672番地」とあるのを「松江市西川津町682番地　（前住所）松江市上本庄町672番地」と更正する。
２　決定年月日　平成29年４月６日
松江地方裁判所民事部